

# 東京情報デザイン専門職大学における公的研究費の使用に関する基本方針及び行動規範

令和 5 年 5 月 19 日決定

東京情報デザイン専門職大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成 19 年 2 月 15 日付（令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、公的研究費の運営・管理を行うため、不正防止の基本方針及び学内の構成員（研究者及び事務職員）に対する行動規範を策定する。

## 1 機関内の責任体系の明確化

- ・公的研究費の不正使用防止対策に関する責任体系を明確にし、学内外に周知・公表する。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ・公的研究費の事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、構成員にコンプライアンス教育等の実施により意識の向上を図ることで、抑止機能を備えた環境の構築をする。

- ・公的研究費の使用に当たっては、構成員が当該資金の配分機関が定める規程や本学の諸規程、その他関係法令に遵守する。

## 3 不正を誘発させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- ・公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定する。

- ・構成員は、公的研究費の適正な執行を行うため、学内の不正防止計画を踏まえて行動する。

## 4 公的研究費の適正な運営、管理活動

- ・適正な予算執行を行うことができるよう、学内のチェック体制の構築と強化を行い、公的研究費の適正な運営と管理を行う。

- ・公的研究費は、原資が国民の税金等で賄われていることを十分認識し、研究者は研究計画に基づき、公正かつ効率的な使用に努める。

## 5 情報の発信と共有の推進

- ・公的研究費の使用ルール等や不正使用、研究活動の不正行為に関する行為に対して、誰でも通報・相談できる窓口を設置する。

## 6 モニタリングの実施

- ・公的研究費の適正な管理のため、実効性のあるモニタリング体制を整備する。